

太監事第 25 号の 1  
令和 6 年 11 月 19 日

太子町長 沖 汝 守 彦 様

太子町監査委員 村瀬 敏 紀

太子町監査委員 桑名 幸夫

#### 定期監査結果報告書の提出について

地方自治法第 199 条第 4 項の規定により定期監査を実施したので、同条第 9 項の規定により監査結果に関する報告書を提出する。

## 定期監査報告書

1. 監査期間 令和6年10月15日（火）から11月1日（金）まで

2. 監査場所 議会棟 常任委員会室・各施設

3. 監査月日と対象

月 日	所 属 名
10月15日	総務課、財政課、町民課、こどもえがお課（保育所・幼稚園含む）、石海幼稚園
10月16日	まちづくり課、高年介護課、体育館、社会教育課、地区公民館
10月17日	給食センター、管理課（小中含む）、太子西中学校、石海小学校、産業経済課、社会福祉課
10月25日	さわやか健康課、企画政策課
10月31日	税務課、会計課、上下水道事業所、老原浄水場
11月1日	生活環境課、太子メモリアルパーク、文化推進課（図書館、歴史資料館含む）、議会事務局

4. 監査の対象

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理状況

（1）収入事務

（2）支出事務

- ① 負担金、補助金及び交付金の状況について
- ② 委託契約状況について
- ③ 財産及び備品の購入及び管理状況について
- ④ 工事及び修繕の状況について
- ⑤ 管理経費の状況について

5. 監査の結果

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理状況について監査の結果、一部で改善が必要と思われるものもあるが、概ね適正に執行されているものと認められた。

（1）収入事務

① 徴収事務

収納率は対前年度より向上するよう特に現年度分の収納促進に努めて頂きたい。また、数年前より滞納整理を強化しているが、関係法令に基づき適切かつ迅速に執行停止及び不納欠損の処理を行われたい。

## (2) 支出事務

- ① 負担金、補助金及び交付金の状況について  
概ね適正に交付されていると思われる。
- ② 委託契約状況について  
概ね適正に契約されていると思われる。
- ③ 財産及び備品の購入及び管理状況について  
適正に管理運用されているものと思われる。
- ④ 工事及び修繕の状況について  
適正に管理運用されているものと思われるが、施設点検の結果並びに地域住民の要望の変化をもとに統廃合を含めた今後の修繕計画の立案をお願いしたい。
- ⑤ 管理経費の状況について  
適正に管理運用されているものと思われる。